（特例一時金の支払に関する経過措置）

第三条　存続組合（新法附則第二十五条第三項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）は、特例一時金を受ける権利を有する者が平成三十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた届出又は提出をしていないときは、その届出又は提出があるまで、当該者に対して支給すべき特例一時金を支払わないことができる。

（厚生年金保険被保険者に関する経過措置）

第四条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（以下この条において「平成三十一年経過措置政令」という。）附則第三条第一項に規定する返還義務者であって、平成三十年改正法の施行の日（以下この条において「平成三十年改正法施行日」という。）の前日において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していないもの（次条において「厚生年金保険被保険者」という。）は、平成三十年改正法施行日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を存続組合に提出しなければならない。

一　申出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

二　特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金又は特例老齢農林一時金（この省令による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令第一条第五号に規定する特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金又は特例老齢農林一時金をいう。）の支給額及び平成三十一年経過措置政令附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成三十一年経過措置政令第一条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する経過措置の方法

（届出に関する経過措置）

第五条　厚生年金保険被保険者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に死亡を証する書面を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　当該死亡の届出義務者の住所、氏名及び当該死亡の届出義務者と厚生年金保険被保険者との続柄

二　厚生年金保険被保険者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三　厚生年金保険被保険者が死亡した年月日及びその事由

（改正法施行日以後返還義務者に関する経過措置）

第六条　平成三十年改正法附則第四条第四項に規定する改正法施行日以後返還義務者は、同項の規定により申出をしようとするときは、申出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号を記載した申出書を存続組合に提出しなければならない。

○国土交通省令第四十二号

建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第二項第一号及び第四号、第九条第三項、第十一条第一項、第十七条第一項並びに第二十四条の四第二項の規定に基づき、建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築士法施行規則の一部改正）

第一条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実務の経験の内容） **第一条の二**　法第四条第二項第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるものとする。 一　建築物の設計（法第二十一条に規定する設計をいう。第二十条の四第一項第一号において同じ。）に関する実務 二　建築物の工事監理に関する実務 三　建築工事の指導監督に関する実務 四　建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務	（新設）